

## 平成 20 年第 4 回（6 月）みなかみ町議会定例会会議録第 2 号

平成 20 年 6 月 13 日（金曜日）

---

### 議事日程 第 2 号

平成 20 年 6 月 13 日（金曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林一彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苅清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部 正 記 書 深代和恵

---

説明のため出席した者

町長 鈴木和雄君	副町長 腰越孝夫君
収入役 大川浩一君	教育長 登坂義衛君
総務課長 鬼頭春二君	水上支所長 阿部一司君
新治支所長 山賀晃男君	総合政策課長 石坂武君
税務課長 木村一夫君	保健福祉課長 林耕平君
生活環境課長 鈴木初夫君	農政課長 阿部行雄君
観光商工課長 林昭君	地域整備課長 岡村章君
教育課長 青木寿君	

## 開 議

午前9時開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。昨日は大変ご苦労さまでした。

議 長（傳田創司君） ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

天気予報では本日大分暑くなる模様でございます。上着の着脱についてはご自由に願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により議事を進めます。

### 日程第1 一般質問

通告順序第3 1番 前田 善成 1. 地元の文化事業と補助の取り組みについて  
2. 幼稚園の教諭の取り組みについて

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問につきましては、6名の議員より通告がありました。

昨日、2名の方の質問がすでに終了しておりますので、本日は4名の議員より昨日に引き続き、順次、質問を許可いたします。

まず、1番前田善成君の質問を許可いたします。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 通告に従い、一般質問をいたします。

地元の文化事業と補助の取り組みについて、幼稚園教諭の取り組みについてです。

古来より、文化人の訪問の多いことが、史跡や文献の中に多く記載され、歌舞伎や義太夫、人形浄瑠璃など、生き続ける町、伝統芸能の他にオーケストラの活動などが見受けられ、芸能だけでなく、芸大生の卒業作品の展示などを支所や観光会館等で行い、源流の町として、生活の中に質の高い文化の薫りが漂うような町を目指しているみなかみ町。

しかし、生活や住民の中にとけ込み継承されていくような文化とはよそから貸してもらう、来てもらうような物ではなく、真に地元に根を張った地元の子供や青年、老人等の住民の中からの取り組みによるものであることが大切だと思います。

しかし、文化活動の取り組みの支援の大変さはよくご存知の通り、お金はもちろん、暇・労力も大変かかることです。

ですが、文化活動が盛んな地域として、観光客の誘致やみなかみ町民が町民として対外的に誇りに思えるような文化活動、それに対しての町の取り組み、参加、補助について、現在行っている事業の他に、各地域に残したい復活した活動、また新しく誕生させた住民の取り組みや活動、歌舞伎・オーケストラ・獅子舞・盆栽等の郷土の資産として、次世代にみなかみ町の無形文化財として保存・継承し、文化活動の観光資源として、町おこしに利用し、地域振興の核にするような文化庁の補助事業や民間の補助金を利用した文化の交

流事業の参入、みなかみ町の文化事業への取り組みについて、長の考え方を聞かせて下さい。

また、町長は子供に優しい安心して育てることが出来るまちづくりを町民、議会によく話をしています。世の中でも毎日、少子化がテレビなどで放映され、みなかみ町においても他人事ではなく、地域活性化の最課題であることはもちろんですが、地域の宝として、地域全体で子供たちの成長を見守り、育てようとしていることはご存知のとおりです。

また、文科省の諮問機関においても、小学校以下の幼児期の教育や体験の重要性が指摘され、現場の教員の方々からも幼児期の教育の充実が求められています。

ご存知のようにそのことは幼小一貫校の設置にまで検討が進んでいますし、古来より「三つの魂百まで」と申すように幼児期の体験や経験は、その後の人格形成に莫大な影響を与えることは容易に想像することができます。

その重要な時期において、家族以外の人間とふれ合い、集団の中で道徳や自我の芽生え、主体性や言葉による創造性を育てる幼稚園等の重要性は、小中学校と何ら変わりませんし、より重要だと考えても過言ではありません。

幼児期を過ごし、教育を受け幼児と接する幼稚園の教諭は、将来人間形成に重要な影響を与える人間であり、その責任は学校教諭と何ら変わりませんが、先生でなく役場の職員の身分で幼児の将来を託されて働く幼稚園の教諭の児童減や統合などを踏まえた中の待遇やこれからの方針について聞かせて下さい。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 前田議員の地元の文化事業と補助の取り組みについてと、前段を私の方からお答えして、後を町長から申し上げることになります。

最近の世相や社会事情を見聞きしていて、奈良薬師寺の元管主高田好胤師の言った「物で栄えて、心で滅ぼぬように」という言葉が思い出されます。仏教のいう「末法の世」ではありませんが、自分自身を含めて社会を構成する一人一人が「心で滅びる」ことの重大さを認識しなければならないと思っています。

私が子供の頃、私の住む地域では各家から集めた厚手の畳を積み上げて演台を作り、義太夫大会が催されたことが思い出されます。今思えばテレビもない、これといった娯楽が少なかった地域では「古典文化の継承」等と、とりたて意識することもなく、義太夫のような価値の高い伝統文化が楽しみの一つとして嗜まれていたものと思います。きっと今のカラオケのような感覚で誰もが楽しんでいたのでしょう。村の寄り合いの席で所望すると、酒の入った心地よさで、一節唸ってくれた人がいたことが懐かしく思い出されます。こうした時代は過去のものとなってしまいました。

そして、今、民間の協力を得て、文部科学省をはじめ、県教育委員会や市町村教委、他の文化行政に携わる者が、意識的・計画的に地域文化や伝統文化の継承に努めなければならない時代になりました。

特に伝統文化の継承には、それに携わる人と多額の経費が必要あります。

文化行政の課題を、人的な問題や財政的な問題にすり替えるつもりはありませんが、これらが最も大きな問題であります。

たとえば、沼田の沼須人形や吾妻高山の尻高人形に肩を並べる下牧人形吉田座につきましても、その地域の人々の献身的な努力によって支えられている現状で、町が行政的に充分に援助できない財政状況にあることは、議員の皆さんも既にご存じの通りだと思います。また、その上、町村合併後は文化財の量が一気に増加し、その掌に当たる教委事務

局も文化財調査員の指導と協力を得て、それらの調査、保存、継承に努力しているところであります。

前田議員がご指摘の歌舞伎の保存やその活動については、前に述べたように、その範疇にある下牧人形吉田座を中心に、心ある人々の好意と熱意によって支えられているのが現状であります。また、月夜野ジュニアオーケストラにつきましては、誕生以来、関係者の努力によって、着実な実践が積み重ねられています。やがて、その歴史を築き、地域に根を張り、議員の言われる文化活動の観光資源に成長する日の来る事を念願しています。

そのためにも、町の財政状況をご理解いただき、町長が常々話されている、自助・互助の精神で、その育成に当たる関係者の皆さんとの活動をお願いしたいと思っています。

その任に当たる教委事務局としましては、伝統文化の維持継承に併せて、新しい文化の芽を育てる事にも鋭意努力をする所存であります。

しかし、ご案内のとおり、四川省の大地震をきっかけに、ここ当分の間、教委にとっては耐震補強を中心に学校教育施設の整備が懸案の課題となっています。こうした状況をご理解の上、今後とも一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いします。

次に、幼稚園の教諭の取り組みについてであります。

本年度の予算編成において、教育委員会と財政担当部局で協議し、町財政の現状を考えて、町の幼稚園と保育園に園児の人数に応じて職員を配置することになりました。

しかし、それによって職員配置を終了して園活動が進められる中で、幼稚園と保育園がそれぞれ園児の発達段階、即ち年齢によってクラス編成を行い、その結果、当然その保育や指導内容が異なるため、園経営に若干課題が生じていることが報告されています。

この報告を受けて、現状を考慮して、種々工夫し努力するよう教育委員会が指導し、園においてボランティアをお願いして課題を解決すべく努力を積み重ねていますが、あくまでもボランティア活動のため、完全に課題が解決されません。

教育委員会としては、今後さらに状況を精査して課題解決の方策を検討したいと考えていますので、議員各位をはじめ関係者のご指導ご協力をよろしくお願いいたします。以上であります。

**議長（傳田創司君）** 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

**町長（鈴木和雄君）** 前田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、地元の文化事業と補助の取り組みについて、考え方を述べたいと思います。

前田議員の主張は、「文化は、よそから貸してもらったり、来てもらうのではなく、地元の取り組みから、その地に根を張ったものが大切である。」とするもので、「よそ者の文化はあまり歓迎しない」という印象を受けました。

私は、地元に根ざした文化は大事であると認識していますが、文化は過ぎた時代の伝承と、典型的でグローバルな活動の中から生まれるものと思っています。

歴史的見ても、文化交流の盛んな地域ほど発展し、大きな経済・文化圏を構成していると思います。一例を挙げれば、安土・桃山時代の楽市樂座で各城下町に庶民文化が生まれ、人的・物的交流を通して経済活動が盛んになりましたが、これらの事は今の時代にもしっかりと伝承されています。

当地の下牧人形芝居は、元禄年間、今から300年ほど前に始まり、上方の人形遣いによって、その操り方が伝授され、今日に伝承されています。

今では関係者の努力で保存管理され、広く上演と体験を通して「文楽」の文化を広めて

おります。

また、本町の名付け親とも言える若山牧水や与謝野晶子、太宰治などは、利根川の源流を訪ね、温泉や山の風情を満喫し、その足跡を短歌や小説などで世に広められました。

我々はその素晴らしい文学作品に接し、みなみ町民であることに誇りさえ覚えます。

東京芸術大学は、みなみ町と絵画等の収蔵事業を始めてから、今年で3年目になります。これは卒業生・修了生から寄贈された絵画を、本町に収蔵する事業であり、既に寄贈数は69点となっております。

現在は、新治支所2階・新治小学校・水紀行館・カルチャーセンター・沼田警察署等に展示中であります。お陰様で多くの皆さんが、素晴らしい絵画に接する機会を得る事ができました。また大学関係者は、ワークショップ等を開催して美術品取扱講習会や、子供達には直接絵画の指導をされております。この事によって子供達の感性が豊かになり、美術を始め、広く芸術文化に興味を持たれる事を願っています。

このように、みなみ町は古来、多くの文化が流入し、町民はこれを喜び、育て、保存してきましたが、これからは新たな知恵と発想で、新しい文化を創造し、また接する機会が益々多くなると思います。

NHKのアナウンサーでありました鈴木健二氏は、「感動を形にするのが文化である。」と言っております。我が町の誉れ高き秀峰谷川岳を見て感動し、ある人は短歌を詠み、絵を書き、またある人はその感動を心の中に描くでしょう。そして、作品・情報交換と批評などによって友情と信頼が生まれ、新しい文化を創る事が出来ます。

また昨年の6月には、カルチャーセンターで「ICTフェア」が開催されました。

これがご縁で、早稲田大学本庄キャンパスで開催された「アクティブシニア・ネットワークフォーラム」に、月夜野俳歌壇25名の皆さんが参加されました。

そこでは、携帯電話で谷川岳の写真を撮り、それをパソコンに入れて俳句を詠み、更にICTを活用して、それらの作品を投稿し、交換したりして、生き甲斐のある日々を送る事を学びました。これは情報化時代に生まれた、新しい文化であります。

文化は地元にあるもの、生まれるものなど、数多くありますが、それ以上に国内から、世界からこの町に流入し、町民の選択で受け入れられたり、保存されたり、或いは姿を消していくきます。そして、文化にはその時代の背景があり、私達にその時代を生き抜いた誇りと、からの時代を生き抜く夢と勇気を与えてくれます。

何故ならば、文化は人間の心の拠りどころであるからです。

改まって「文化」と言うと、抽象的に捉えて難しく感じますが、日々の感動を率直に表現して、集う仲間と談笑し、喜び合うことが大切であります。そして、それをいかに継続し、発展させるかが大事であり、そのためには私が常々申し上げている「自助・互助・扶助の精神」が極めて大切であります。

ところで文化に対する補助の取り組みでありますけれども、先程教育長が答弁されましたように、必ずしも満足であるものではありません。

町財政が潤沢であれば、文化・スポーツの振興に予算を組みたいところであります。現状はご案内のとおりであります。

しかし、文化とスポーツ振興は町づくりの車の両輪と理解していますので、それなりの予算は確保しているつもりであります。

昨年の「猿ヶ京温泉祭り」や「おいで祭り」は、一切を地元有志の皆さん之力で開催され、町民参加の下で素晴らしいお祭りになりました。これこそ新しい時代、地方分権の時

代の、みなかみ町の文化のスタートであると感じた次第であります。

既に「自助・互助の精神」が芽生えていることに喜び、行政もしっかりとサポートして行く決意であります。

鈴木健二氏はさらに、『「地方」が持てる文化の全てを喪失した時、日本人は人間としての存在価値を失ってしまう。人間らしい心があつての「地方」であり、「地方」あつての「日本」なのです。』と言っています。

正に、地方文化あつての日本であり、地方文化の発展が日本の繁栄につながると思います。この意味からも、地元に根づく文化を大事にすると共に、積極的に新しい文化の流入を図り、「文化の薫るみなかみ町」の創造に邁進したいと念願しているところであります。

幼稚園等につきましては、教育長が答弁したとおりであります。

**議長（傳田創司君）** 1番前田善成君。

**1番（前田善成君）** 実際に地元の文化だけが良いと言っているわけではなかったんですが、ちょっとその辺の所を勘違いされたようなのですけれども、実際の今、人生自体を楽しんで、生活の中で楽しみを多く持つことによって、医療費等の抑制を考えていくような流れに世の中、なっていると思います。

実際、補助金の関係なんですけども、小口の補助金で言えば、いろんな所から、補助をもらえるようなそういうものはありますし、例えば伝統文化活性化国民協会だとか、日本財団、また子ども未来財団などによって、30～40万くらいの補助金はこういう文化事業に対して出てきます。

また、特に商工会、うちの町なんかは、商工会との連携が強い町ですから、商工会で行っているような児童健全育成活動助成事業、この事業によって、最高で40万ぐらいの活動費がやっぱり補助金としていただけます。

また、民間の方で三菱UFJ信託銀行の方が行っている地域文化財団助成事業、この事業によって、最高では80万、この助成金を主に使っている市として、萩市がありまして、これは市民に多く公募を持ちかけて、1件当たり30～80万の補助を出して、住民の活動の支援をしています。

また、文科省の文化庁で行っている事業なんですが、これは今町長が言われたような例えば東京芸大の作品、また地元のオーケストラ、例えば伝統歌舞伎、また、バレエ団なんかをネットワークとして、全部つないでまちづくり事業として、文化事業のモデルの特定地域として、それを選定してもらうことによって、県などを通じて、その事業を補助して頂けるような事業もあります。現に渋川市は、これを去年使って、観光アピールに活用しています。

また、財団法人地域創造という所がありますし、その事業の中には、芸術文化の活動やその人材の育成のための活動費として、去年300件程度の文化活動に対して、13億円ぐらいの予算を使っています。

これは地域の施設の建設とか、維持管理等にも使えますので、こういうものを特に利用し、特に地方公共団体の長の推薦によって、その芸術文化活動の継承、また新しい創造についての補助支援を金銭だけではなくて、人材派遣などによっても行っています。

そして、その中には国際化のための支援事業というのがありますし、海外交流支援事業などによって、地域の文化をデジタルコンテンツで発信して、特にヨーロッパで盛んなオーケストラや盆栽、地域に色の濃い祭りや歌舞伎、淨瑠璃などをヨーロッパ等に発信することによって、その人たちを町に呼び込むような取り組みも行っています。こういうもの

を利用するような考え方があるかどうかについてお聞かせ下さい。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。  
(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長（登坂義衛君） 今のお話、よく分かる話でして、教育委員会事務局もかなり仕事を一杯背負っているものですから、勉強が足りないところもあるので指示はしているのですけれども、そういう補助団体、いろいろあると思うのですよね。そういうものを大いに活用するという態度、姿勢は大変大切なことだと思っています。

今後、そういったことにつきましても、十分に職員とともに研究をして、できるものは提供していきたいと、ただ手続き等、非常に煩雑なものもありますので、事務的なあまり言い訳をするわけではありませんけれども、煩雑なものだとすると時間要するのに非常にキツいところがあるということは、一つ言えると思います。

あともう一つは、地元出身の方の例えは石田良介さんが、線画教室ということで、あの方は世界的に活躍をしている方でありますけれども、貴重な時間を割いて、カルチャーセンターで毎年、線画教室や、また展覧会も行ってくれています。

ああいった方だけなくて、またいろいろ研究をして、地元出身の文化人の活用等も大切だと思います。

この前、事業がありまして、スポーツの方では深代千之さんという東京大学大学院教授をされている須川出身の方が来て下さいまして、いろいろお話を聞きました。

町長とともに聞かせてもらったのですけれども、出来ることは協力しますよということも言ってくれておりますので、そういったことも今後大いに我々も勉強して、できることはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） ただ今、教育長の方から、教育委員会としての取り組みの話がありました  
が、前田議員におかれましても、やはり議員活動として、各種文化団体等ありますよね。

そういう団体と、例えは財団であることは、三菱財団であるとか、商工会であるとか、そういうところを上手く結んでもらってね、そこからまた事業として、それぞれの団体が補助事業等を取れるように議員活動としても、ご活躍をいただきたいと、このように思います。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

1番（前田善成君） 今、話したなかでは、実際には子供歌舞伎の方で補助を頂いている団体もありますので、そういうところを通じて、また月夜野スポーツクラブみたいなところでも、生涯学習ということで、そういうスポーツだけではなく、歌舞伎だと、お年寄りがやっているような淨瑠璃だと、義太夫なんかにもお金を使えるような団体もありますので、そういうところも逆に言えば、利用して参加して頂いて、大きな組織として、教育委員会が主になってやることではなくて、今やっている団体が協会を結んで、そういうところで補助を頂いて、いくつかの補助を使っていければ、何千万というお金になるので、そういうものを地元に逆に還元していきたいと思います。

特に旧月夜野町というのは、遺跡があって、うちの方の近所には曲玉の神楽なんかがあって、石倉の由来なんかは千年前から、石で倉が建つから、石倉なんだよと、逆に大和朝廷に負けたから、馬を飼っていたから、牧場の上で上牧なんだよというような話をしてくれる、おじいさんの先生がいた、そういうもので培った場所ですから、余計そういうものを活かした町づくりを行って頂きたいと思います。

次に幼稚園教諭の件なんですが、先程いただいたようなお話の中で、やっぱり子供の将来を考える次世代の文科省からも3歳、4歳、5歳の教育要領を遂行しろ、教育修数を39週確保して、一日4時間の時間確保を行いなさいという指導が来ているのが現実です。

実際には、採用時に年次研修を行ったり、小中の教員同様にテレビなんかで問題になっている教員の再試験なんかも一応、その同様に幼稚園教諭なんかにも適用が考えられています。

そういう中で、町の職員としてでなくて、教育者として、町の宝である子供たちの教育のために力を注いでもらえるようなシステムを作っていく、本当の意味で教育者としての身分保障をしてやることが不可欠ではないかと思いますが、まして、仕事が忙しくて、その子供たちに仕事が忙しく、面倒を見て上げられない、教えて上げられないような感覚が伝わってしまうと、実際野菜や動物なんかでもそうですが、毎日声をかけたり、愛情をかけることによって、良い物が出来ると言います。

まして子供ですから、そういうところを気にかけてやることが必然的に大切なことだというのは、お話ししなくても分かることだと思いますので、そういう物についての配慮について、考えを聞かせて下さい。

**議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。**

（教育長 登坂義衛君登壇）

**教育長（登坂義衛君）** よく分かることですけれども、私はいくつか考えていることなのですけれども、一つは教育委員会というのは何のためにあるのかということで、これは教育の環境を整備、内容も含めてですね、そういうことが使命です。

ですから、例えば、今の幼稚園保育園の話もですけれども、その環境、環境というのは職員の人数の問題もあります。そういういた人的環境、そういうものもしっかり対処していくのが役目ですから、そういうことは重々承知の上で財政当局と話し合いをして、さっき申し上げたような線になったわけで、それが課題があるということですから、これは考えていかなくていけない、改善しなくてはならないとは考えております。

もう一つは、幼児教育というのは、今の状態で二手になっているわけですね、厚労省と文科省ということになっているわけあります。そういう中央の問題もあって、みなかみ町では町長の方針で教育委員会が保育園も含めて司るということをやっておりますけれども、これには職員が慣れてきましたから、大分良いのですけれども、非常に難しい問題があるということもあるので、これは我々には解決できません。

ある時、文科省の方に将来どうですかと言う話を持ちかけましたら、「なかなか難しい。」と言うのですね。幼稚園と保育園のいわゆる幼児教育の統一というのは非常に難しいと言うことを言われております。なかなか省庁の権益等で難しいと思うのですけれども、私は近い将来に一本化して、小中学校のような改善がしっかりと出来るように取り組むべきであると考えます。

教育改革、教育改革と言いますけれども、今は小中学校が中心ですね。ちっとも幼児教育のことは、響いてこない。そういう現実もあるので、考えさせられる面が一つ。

それからもう一つは、これは仕事は何でもそうですけれども、人の技量というのがありますから、ある人によれば、人の倍も仕事を出来る技量を持つ人もいるわけで、そういう人間の資質・技能というものにとっては、教育は非常に大きな問題です。

ですから、人数だけの問題ではない、そういうことは言えるのですね。一人できちっと、この子を面倒見られるという技量のある人もいるし、常に言葉は悪いですけれども、泣き

言を言って仕事がはかどらないという現実もあるのです。そういうことも非常に厳しいですけれども、それは人それぞれですから、指導はなかなか難しいところでありますけれども、そういう問題も私はあると思っています。

これは教育全般にわたって、そうあります。大学教授でもセクハラを取り沙汰される人もいるわけで、そういう人間の技量、能力、資質というものはそんなに簡単に改善したりするのは難しいと言うところもあるので、これは幼児教育についても、そういうことが言えるので、これは大きな今後の課題と思っています。そういうことで努力をしたいと考えております。

今の具体的な例ですけれども、そういう環境改善をするのが努めですから、いろいろ不都合がある、今の幼稚園・保育園の問題については、改善をしていきたいと思うのですけれども、一方で改善をするとですね、そういう例が各幼稚園・保育園にあるわけあります。ですから一つを改善しても波及していくので、非常に予算が必要です。お金が必要です。

そういう面で議会の皆さんにも、ぜひ協力をして頂いて、子供の安全、そして健やかに育てる、そういうことに努めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

1 番（前田善成君） 今、教育長が言われたように、今殺人とか道徳心の欠如とか、そういう事の原因になっているのが、実は「幼児教育での愛情の不足」だと言われていることが大きい、そんな中で、人口増加のために効果のあることの一つとして、幼児教育を大切に思って、本当に取り組んでいるような、そんな町になれば、そこにやっぱり子供たちを入れて、育てていきたいと思う人は多いはずです。

自分なんかも親としてそういうふうに考えます。そういうことを念頭に持っていただいて、これから幼児教育について良い方向で取り組んで頂きたいと思います。以上で一般質問を終わります。

---

議長（傳田創司君） これにて、1番前田善成君の質問を終わります。

---

**通告順序第4 7番 原澤 良輝 1. 原油や飼料高騰などから  
農家を守る支援対策について  
2. 生ごみ処理について**

議長（傳田創司君） 次に、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。  
(7番 原澤良輝君登壇)

7 番（原澤良輝君） 通告にしたがって、一般質問を行います。

原油や飼料高騰などから農家を守る支援対策などについてであります。

原油高騰の原因は、投機マネーが利潤を求めて、ニューヨーク原油市場へ投入された結果と言われております。

石油の需給関係はほとんど変わっていないのに、アメリカでの低所得者向けのサブプライム住宅ローンの破たんで金融市场が混乱し、より大きな利益を求めて、原油市場に投機マネーが流入し、その結果、実体経済の3倍を上回る異常な事態となって、原油価格の半分以上が投機マネーによる高騰だと考えられており、「小さな池で鯨が暴れている状態」と

言われております。被害者は途上国の国民であり、日本の国民です。そうした中で、石油元売り大手4社は、今年3月期の決算では世界的原油高を製品価格に転嫁したことで過去最高の売上高を記録しております。

その一方で、国内の石油製品には、道路特定財源として、ガソリンに1リットル当たり国県合わせて53.8円、LPGガスには1キロ当たり国県ともに8.75円ずつで、合計17.5円、軽油は地方税のみなのですが、1リットル当たり32.1円が課税されております。ガソリンは国税2兆8千億円、地方税3千億円、LPGガスは国税・地方税を合わせて270億円、軽油については地方税のみですが、1兆360億円課税をされております。

道路特定財源は5兆6千億円あるわけですけれども、そのうちの75%の4兆2,100億円が石油関係になっております。この道路特定財源については、すでにご存知と思いますけれども、道路の舗装率が5%だった50年前に臨時措置法として始まった制度であり、現在は、道路舗装率は97%を超えております。道路特定財源制度を続ける理由というの全くなくなりました。

福田首相も2009年度、来年度から道路特定財源を一般財源化することを表明し、閣議決定をしました。

ところが、閣議決定をする一方で、「無駄な道路を作り続ける自動装置」と言われた道路特定財源をさらに加速させていた暫定税率を今までにない10年も延長してしまいました。

このことは「59兆円という10年間で道路を造る計画がありますけれども、これをやめれば、その財源が浮いてくると考えています。

国や地方が巨額な借金を抱えている今日、一般財源化して、道路はもとより教育や福祉・農業にも使えるようにすることが時代の要請になっているのではないかと考えます。

福田首相も言っていることと、やることが違えば信頼を失います。内閣支持率は10%台になってしまっております。国民の目線で政治の舵取りをお願いしたいと思うものあります。

農業用軽油の免税措置についてですけれども、これは農家に直接、責任のない国際的問題で原油が高騰して、農業生産に重くのしかかっております。

農機具を使う軽油には免税制度があり、ディーゼルエンジン燃料の軽油にかけられている県税である軽油取引税は、1リットル当たり32.1円かけて、道路建設や補修費の目的税とされております。

トラクターや野菜栽培管理機、畜産用機械などは道路で使うものでもないのですけれども、こういう税金がかけてあります。これを申告した農家には免税制度が適用されるように制度としてはなっております。

年間100キロリットル使用すれば、320万円の軽減になる予定の制度です。

しかし、この軽油取引税は県税のため、群馬県はナンバープレートを取得していれば、農家のものでも道路を走るからダメなのだと規制を設けたり、書類の煩雑さや制度を知らない農家も多いために、申請者が少なく、実際に農家の支援になっていないのが現状です。

申請が簡単にでき、免税制度が活用できるよう県に要求するとともに、免税申請のマニュアルのようなものを作成して、町の農家に対する支援を求みたいと思います。

この免税制度なのですけれども、県は他県を参考に6月に入ってから、今までの軽油取引税の免税制度の解釈と運用を改めました。農業機械の軽油は1リットル当たり32.1円を免除して、8月から実施するというふうに決めました。

申請書類も今まで住民票や印鑑証明が必要だったのですけれども、免許書のコピーで大丈夫だということになりました。質問を通告した時点では、ここまで県が対応するというふうには考えなかつたのですけれども、非常に良い方向に行つたなと思います。

さらに制度自体はまだ知られていないくて、若干、書類の申請がきついようなので、さらに町の方でそういうのを利用しやすい方策をするように求めていきたいと思います。

原油高とともに、農家に責任と原因があるわけでもないのに飼料が高騰しており、畜産農家の経営を圧迫しています。

これもアメリカの経済政策の失敗に嫌気がさした投機マネーが穀物市場に向かつたこと、原油高騰の影響からトウモロコシや大豆がバイオエタノールの原料に仕向けられ、飼料向けが少なくなったこと、中国やインドなど食料需要が増加したことなどで、飼料の国際価格が暴騰してしまいました。

配合飼料安定基金も底について、金融機関から借入金をして、運営している状態で、飼料価格が4%以上急騰したときに特別に補填する4%条項も廃止される予定となっております。

トウモロコシや大豆などは75%を外国に頼っている状態であり、バターや牛乳だけでなく、このままでは安全な国産畜産物の生産が危ぶまれるとともに、町の畜産農家の経営も厳しさを増してきております。

飼料米の生産や耕作放棄地を利用した自給飼料対策など畜産農家への町の直接支援を求めたいと思います。

鳥獣被害防止特別措置法が2月から施行されました。町も「被害防止計画」に基づいて、鳥獣捕獲の許可権限が町に移譲されました。「鳥獣被害対策実施隊」などを設置することができるようになります。町の鳥獣被害対策が、早急に効果が発揮できるような対策を求めると思います。

次に、生ごみ処理の問題についてあります。

来月、7月には地球環境を守ることをテーマに洞爺湖サミットが開催されます。

水の惑星と言われる地球を守り、美しいまま子孫に継承するのが我々の使命です。環境を重視する中で、全国各地でゴミゼロを目指す取組みも始まっています。

議会で研修を行っております上勝町や野木町もゴミゼロを宣言して取り組んでおります。

共通しているのはゴミを邪魔者扱いせず、ゴミを資源と考えて、ゴミは「宝」と位置づけて取組んでいるところです。

町でも猿ヶ京ネットワークの「菜の花プロジェクト」による廃油回収利用をしたり、小学校でアルミ缶を回収したり、町でもゴミの分別回収により資源化利用に努力をしております。

現在、生ごみは可燃物に分別し収集しておりますが、乾燥・燃焼に燃料費がかかります。原油高騰も重なって、10円上昇でも約1千万円の経費が増えます。

水切りを徹底するとともに、これも減量方法の1つですが、生ごみそのものを減らすことが必要です。生ごみを水切りして、紙袋に分別して、資源リサイクルセンターで堆肥にすることを求めると思います。

資源リサイクルセンターでは、処理能力が日量2千kgということですが、当初計画のとおりに原材料が集まらない問題があります。畜産農家との連携のずれがあることも指摘されて、利用委員会で検討しているところと聞きました。

検討委員会に期待するところですが、20年度予算で2,100万円の支出に対して、

事業収入384万円と使用料収入475万円の計859万円を計上しておりますが、差引くと1,287万円が不足になります。

生ごみの量を減量して、奥利根アメニティパークの重油使用量を約25%の350キロリットル減らすことができれば、リサイクルセンターの20年度予算に匹敵します。

原油高騰に苦しむ農家の支援にもなり、ゴミも減り、環境にやさしい町になるとを考えます。生活環境課・農政課の管轄の違いはあるとは思いますけれども、この枠を飛び越えて取組むように求めたいと思います。以上です。

**議長（傳田創司君）** 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

**町長（鈴木和雄君）** 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

まず、原油や飼料高騰などから農家を守る支援対策について、項目に従いまして、答弁をいたしたいと思います。

最初に**農業用軽油の免税措置**についてあります。

免税軽油の現状と対応につきまして、先程縷々お話を頂きました。燃料である軽油は、道路に関する費用に充てるための財源として、1リットル当たり32.1円の軽油引取税が掛かっています。また、法令で定められた一定の用件の下に、軽油引取税が免除された軽油のことを「免税軽油」と言っています。

免税軽油は、軽油燃料の価格から都道府県税である「軽油引取税」を免除し、その分安く買うことができる制度であります。軽油引取税は、道路に関する費用に充てるための目的税ですが、道路の利用者以外も道路整備の恩恵を受けることから、広く軽油の消費に税負担を求めています。

しかし、道路の使用に直接関連しなかったり、生産費の中で軽油の消費額などを勘案して、特定の用途に供される軽油については、政策的な配慮から限定期的に課税が免除されています。こうした中で、農業関係者で免税軽油を使用している件数は、群馬県内で11件、利根沼田地区では昭和村の1件であります。

免税軽油が使用できるのは、法令で定められた特定の事業者がその用途のために、特定の機械・車輛などに軽油を使用する場合、一定の用件の下で免税軽油が使用できます。

その要件を満たすには、免税軽油を使用する業種、用途・作業、事業現場など、その内容が細かく規定されております。

農業に係る軽油引取税の課税免除ですが、農業を営む者が使用するトラクターやコンバイン等に使用される軽油は、道路運行の用に供しない等の一定の用件を満たしている場合は、免税軽油として課税免除をされます。

このことは、道路を走行する機械・車輛などについては、免税軽油を使用できません。

ナンバーの付いたトラクターは道路走行をするので農耕で利用しても、免税軽油は使用できないことになっています。

免税軽油の手続きについては、県税事務所で対応をしております。

また、免税軽油を使用するには、利根沼田県民局県税事務所に出向いていただきまして、所定の手続きを踏んでいただくわけでございますけれども、なかなか事務が煩雑であるという一つのご指摘であります。

県におきましても、ホームページ等を使いながら、これらが具体的に使用されるように、そのピアールに努めているということでございます。

いずれにいたしましても、税の公平性から考えると、免税軽油の使用は特別な許可であ

りますので、制度の趣旨を良く理解されて対応すべきであろうとこのように考えます。

次に**飼料高騰と畜産経営について**であります。

まず、飼料高騰の是正対策である配合飼料安定基金について、お答えいたします。

ご案内の通り、配合飼料とは、トウモロコシ、大豆、ふすま等の2種類以上の飼料原料を混合・調整して、十分な栄養を供給した飼料を言います。

配合飼料安定基金とは畜産経営者や配合飼料メーカーが積み立てている「通常補てん基金」、他に国と配合飼料メーカーが積み立てている「異常補てん基金」の2事業であります。

配合飼料の供給価格が通常価格より引き上げられた場合に、一定の要件の下で「通常補てん基金」を取り崩して、畜産経営者に通常価格差補てん金を交付します。

また、「異常補てん基金」につきましては、基準輸入原科価格の115%を上回り、かつ通常補てん金が交付されているときに発動をされます。

近年の補てん状況は、18年の1月～3月、4月～6月の2期連続で「通常補てん」が発動され、また、10月～12月期以降、6期連続して「通常補てん」が発動されました。

19年1月～3月期以降、3期連続して「異常補てん」が発動されました。

平成20年4月から6月期では、上昇前の18年7月～9月期の価格の約1.5倍となり、補てん発動はあったものの農家は負担増となりました。

また、基金についても度重なる発動で財源不足になっており、関係省庁である農林水産省は現在、価格上昇を踏まえた対応策を検討していると伺っております。

その内容につきましては、

1. 配合飼料価格上昇の畜産経営への影響緩和として、畜産農家の飼料購入資金の対応
2. 経営安定対策による畜産経営の安定を図るため、各畜種ごとの生産者補給金制度の補給金単価への生産コストの適正な反映
3. 飼養衛生管理の改善による家畜の生産性向上対策として、畜産経営の体質強化を図るための繁殖成績の向上、事故率の低減等の推進
4. 国産飼料の生産・利用の拡大のために、青刈りトウモロコシ等の生産の拡大、飼料の生産受託システムの育成・定着、飼料米の活用等の促進等が上げられております。

今後は、その動向を見まして、町としての対応を考えていきたいと思っております。

次に**鳥獣被害対策実施隊について**であります。

町は既に「防止計画」を策定しまして、県と協議中であります。

昨日の行政報告でも申し上げましたが、この防止計画を効率的に推進するために「みなかみ町有害鳥獣対策協議会」を設置します。

その構成メンバーは、町、県、町議会、獣友会、農協、被害地区区長、被害農林業者、農業委員会等の皆さんにお願いする考えでおります。

「有害鳥獣対策協議会」では、被害の状況及び被害防止の課題等を的確に把握し、総合的な被害防止対策を推進していきます。

なお、鳥獣捕獲の権限は今年4月に、みなかみ町に委譲されたので、「鳥獣被害対策実施隊」の編成につきましては、具体的な検討段階に入っているところであります。

町としては、町民が安心して生活し、農業者が被害なく営農が続けられるように、獣友会を始め、関係皆様方のお力添えを得るなかで、この問題について対応していきたいと考えております。

次に、**生ゴミ処理について**であります。

現在、生ゴミは可燃物として収集し、固形燃料化（RDF）施設で固形燃料を製造して

います。その過程では生ゴミの乾燥に大量の灯油を使っていました。

ご質問の通り、生ゴミを堆肥化できれば、灯油も大幅に削減することができ、CO<sub>2</sub>を減らすことができます。現在は、新治地区の一部施設の生ゴミを堆肥化していますが、昨年は「うららの里」の皆さんのご協力を得て、試験的に食品残渣の分別を行い、資源リサイクルセンターで堆肥化を行いました。

その結果を踏まえて、今年に入り町内のホテル・旅館等にアンケート調査を行いましたが、その結果は、

- ① 生ゴミの分別の煩雑さ
- ② 分別と収集料金制度の問題
- ③ 既存収集業者との調整等の問題点が提起されました。

しかし、各施設とも費用対効果で経費が削減できれば、協力できるとの感触を得ておりますので、資源リサイクルセンターの処理能力の範囲内で収集方法等を検討し、さらなる協議を継続していきたいと考えております。

また、生ゴミの減量化は補助事業で「生ゴミ処理機」の普及に努め、生ゴミの水切りはゴミ分別表、回覧チラシ等で周知を図り、協力をお願いしているところであります。

なお、生ゴミの分別収集は、収集経費や紙袋経費の問題、「資源リサイクルセンター」の受入問題等、順次クリアをしていきながら、減量化に努めていきたいと考えております。

さて、資源リサイクルセンターの問題であります。

資源リサイクルセンターは、畜産農家の環境保全と経営安定化のために、酪農家の出資を基に取り組んだ事業であります。この事業は家畜の糞尿処理が主ですが、その中に生ゴミいわゆる食品残渣を混入して、堆肥化し、良質な有機肥料を土壤に還元する、資源循環型の施設であります。

しかし、画期的な機能を持った施設でありますが、多くの課題を抱えているのも現実であります。

資源リサイクルセンターは、一日2トンの食品残差と牛糞19トン、それに水分調整材のオガコ5トンの処理能力を備えています。処理された堆肥は良質な有機肥料となり、関係者に高い評価を得ております。創業時は、原材料の牛糞が予定通り搬入されたので、順調に操業されました。

しかし、今日では搬入が予定数量よりも遙かに少なく、この事が原因で事業収支に大きな赤字が出ております。平成19年度実績では1,390万円余の赤字額がありました。

この現実は、酪農家の牛糞処理に多額な町費が毎年、補填されていることになりまして、このまま改善をされずに事業の継続は許されません。改善できなければ、事業閉鎖も視野に、検討することになります。

では、なぜ牛糞の搬入が少ないのであります。牛糞を堆肥化するには、人件費や電気料及び水分調整材など様々な経費を必要とします。

そのため搬入された牛糞は、受益者負担の原則で、処理料は酪農家の負担になります。酪農家は牛乳の生産ですから、粗飼料に加え、トウモロコシ等を原料とした濃厚飼料を多く与えます。

しかし、濃厚飼料は輸入に頼っているために、近年、価格が高騰し、その対策に苦慮しているのが現実であります。そこで負担を軽減するために、酪農家は一部牛糞を資源リサイクルセンターに搬入せずに、やむを得ず野積みや農地に還元しているのが現状であります。

この施設は、環境保全型農業が叫ばれる中で、「家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、この趣旨に沿って受益者負担を基に公共事業で建設されました。

しかし、今は「堆肥を農地に野積みすれば法律違反であり、リサイクルセンターに搬入すれば薄利さえ出ない」、まさに二者択一の厳しい現実にさらされているわけであります。

このような実態でも、現実から目をそらせば、水質汚染や環境問題等につながり、放置することは許されません。

しかし、原材料である牛糞の確保ができなければ、有機肥料の製造・販売もままならず、事業収支の赤字がさらに拡大します。この機会に、馳ごつこの議論でなく、事業閉鎖をするか、事業を継続するならどうするか、原点に返って根本的な対策を練り直す時期であるとこのように考えております。

そこで、この施設の能力を活かして、効率的な活用をするために専門家であります津南町の J A 堆肥センター所長の桑原氏を招聘し、指導を受けているところであります。

また条例に基づいて、「資源リサイクルセンター運営委員会」を設置し、経常経費の節減と堆肥搬入の促進等について検討をお願いいたしております。

何れにしても、受益者である酪農家の経営に拘わる大きな問題であります。それだけに畜産振興を視野に入れて、具体的な対策の道筋をこの機会につけたいと思います。

そして、牛糞や食品残差を堆肥化して有機肥料を製造し、これが耕種農家や家庭菜園に利用される、そんな循環型社会の構築を目指したいと考えております。

以上でございます。

議 長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 免税軽油の件なのですけれども、これについては一応、県の方は取り扱いを変えるということを言っております。

隣の栃木県や他県でも、もっと多くの農家が利用できるようになっております。

また、有名な宮崎県なのですけれども、都城市の農民組合でも手続きを勉強しながら、利用を増やしていると聞きました。

県の方が、ナンバープレートを付けているのだから、道路を走るという今までの解釈をやめてくれたので8月から免税になるというふうに考えますけれども、何れにしても書類が結構難しいので、それを農家が実際に使いやすくするような町の支援をお願いしたいと考えます。

議 長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 軽油取引税は、道路に関する目的税ということで、道路使用の農業用機械については認めないという方針でございます。

現在、昭和村で1件ということなのですけれども、免税措置が取られております。

この方につきましては、宅地と地続きであると、道路を走らないと、それからまた別の補助もありますけれども、遠くにあり、これは運搬車でトラクターを運んで行くから、道路利用に該当しないという判断で、免税の適用を受けていると伺っております。

ただ、このような農家というのは非常に稀ということで、県も何とかこういうことではなくて、農業者が利用しやすいようにということで、群馬ナンバーの農耕車はダメですけれども、それ以外のナンバーを付けているのが道路等を横断するにあたっても、今後は検討していきたいということであります。

先程、議員言われましたように、8月を目途に農家がもっと簡素化されたり、こういう

ように道路を多少使ったとしても、上手く何とか取り組めないかと、具体的なことはなかなか言えないけれども、そういう方向で進んでいると、8月には市町村の方々にも何とかおつなぎできるのではないかという話を伺っておりますので、改善策がとられると思っております。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） ぜひ、そういうふうになるようにお願いしたいと思います。

その際にも、なるべく手続きについては、農家が分かり易い手続き方法をお願いしたいと思います。

先程の資源リサイクルセンターの方なのですけれども、1,300万円ぐらい去年は赤字だったと聞いております。

酪農家の方は、料金を払わなくてはいけない、こういう飼料高や原油高の状勢の時になかなか払いづらいということがあると思います。灯油高の時には、この間、冬の高齢者に対する灯油の助成金を補助しました。こういう時期ですから、緊急的に町もそういう搬入料を免除するような措置を取って、酪農家と協議してもらえば、その分だけでも農家も助かるし、運用も出来れば、多分アメニティの方の灯油は大体1,400キロリットルぐらいは年間に使うと思います。ですからその分に見合うぐらい出るのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 現在、酪農家の方が、堆肥を搬入されているわけでありますけれども、これについて、再三、酪農家と私どもの方でも協議を重ねております。

今、言われたようなご質問等につきましても、料金体制、これらの見直しについてもどうでしようかという話もしているところなのですけれども、町もまるつきり無料というわけにももちろんいきませんし、今回の料金設定についても、仮に個人が自分で堆肥を作ろうというような場合でも、このくらいのお金はかかるのではないかという料金設定をしております。

ですから、決して高い料金の設定ということではないのですけれども、飼料の高騰等もあって、何とか減免措置をということで、酪農家の方々とも話をしているのですけれども、料金的にもなかなか折り合いがつかないこともあります。

確かに、アメニティ関係、生ゴミにつきましても、資源リサイクルセンターで日量2トン出来ればいいのですけれども、今実際が学校の給食センター・旅館等を入れても0.5トンぐらいしかないということで、あと1.5トンは余裕があるということで、何とか大型の水上の旅館等と折衝しているという状況でございます。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 酪農が大変だという、同じ畜産農家も大変なのですけれども、酪農が大変だということで、去年一年間で関東では7%の酪農家が廃業をしていると、バターも足りなくなってきたているし、そういった意味で牛乳なり、畜産農家が廃業されてしまうと、日本国民の食生活にも非常に影響してくると考えております。

お隣の韓国では、アメリカ産牛肉の輸入再開に怒って、10万人デモだとか、100万人行進というかたちで、市民団体が主催して呼びかけて、実際に全閣僚が辞任するという事態にまで行っております。

日本は、BSEが起きたとき以来、いろいろ安全性を検討して、全頭検査を行っており

ます。アメリカは実際には、全頭検査は必要ないんだという言い方をしています。

アメリカの言い方は、アメリカ人が食べてるのに、なぜ日本人は危ないと言って輸入しないのだという言い方をされているのですけれども、これは厚生労働省の研究班が報告しておりますけれども、日本人は非常に BSE にかかりやすい「MM型遺伝子」を 93% の人が持っております。

それに対して、欧米人は 40% しか持っていないのだと、それでもイギリスなどの場合は、非常に 18 万等近く BSE にかかった牛が出たものですから、非常に BSE 関連の病気が人間に移ってしまいました。

その影響を受けて、日本なども病畜の肉骨粉を餌にしたもの輸入したために、日本でも発生したと言われております。

そういう意味で、酪農家なり畜産農家というのは、年 7% も減っていってしまう状況だと、非常に将来的に安全安心の畜産物が国民の口に入らないという心配があるわけです。

ですから、この飼料が高くなつて、原油が高くなつて、非常に大変なときですから、実際にリサイクルセンターという立派な設備がありますので、それを活用すれば、そういう問題の解決にもなるし、農家経営の手助けにもなると考えますので、そういったところは従来の考え方の発想を転換してもらって、思い切って対応して頂ければと思います。

議会産業観光常任委員会も、静岡の同じような堆肥生産施設を見学し、そこでは同じような程度の規模で生産されていると聞いております。

そういう意味で、再度その件について、お願いします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） このリサイクルセンターも、堆肥があれば良いのですよね。

要するに問題の堆肥が無いということが一番の問題なのです。それではなぜ堆肥が無いかということは、先程縷々お話ししたとおりであります。

ご案内のとおり、家畜排泄物の適正化及び利用促進に関する法律が出来たがために、堆肥の処理について、しっかりした管理の基に行いなさいと、それができなければ、言うなれば、酪農畜産経営は出来なくなりますよというところから、この問題は始まったわけであります。

当時、新治村におきましては、何とか酪農家を守りたいということで、また酪農家の皆さん方も自分たちも出資をしましょと、そういう中で、何とかこの法律に対応できる施設を作ってくれということから始まつたことなのですけれども、先程言いましたように、当初は順調だったのですけれどもね、いろいろな原油、飼料等の高騰等から、こういう一つの状況に今あるわけであります。

まさに今、二者択一の状況にあるわけですけれども、ただ、これをずっとこのままにしておくわけには行かないと思うのですよね。

1 千万円以上のお金を酪農家のために、その赤字分を毎年毎年こうに補填をすることが果たして許されるか、許されないか、それに対して、今、原澤議員が言われますように、何かの助成措置があるのか、ないのかですね、そういうこともこれから真剣に考えるときだと私は思っています。

このままではいけませんので、何とか関係者とも良く協議をしてですね、また津南町の JA センターの方からも専門家を入れて、いろいろと今検討をしておりますので、さらには利用委員会等の皆さん方の意見も聞きながら、これからしっかりと方向を出していきたいと思っております。

いろいろと担当委員会等におきましても、この問題を率直に議論頂きまして、ご意見をいただければ有り難いと、このように思います。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君に申し上げます。質問時間が終了しました。

議長（傳田創司君） これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時35分より再開いたします。  
(10時22分 休憩)

(10時36分 再開)

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 通告順序第5 3番 林一彦 1. 町としてのエコ活動への取り組みについて 2. 消防体制について

議長（傳田創司君） 次に、3番林一彦君の質問を許可いたします。  
(3番 林一彦君登壇)

3番（林一彦君） 通告によりまして、一般質問をいたします。

質問は、町としてのエコ活動の取り組みについてと、みなかみ町の消防体制についての2点でございます。

まず一問目です。みなかみ町は観光と産業と農業を基幹とした町であります。

そして、「水と森林の防人宣言」をし、森を育み生命を運ぶ利根川源流の町みなかみを謳っております。また近年、地球温暖化やオゾン層破壊・砂漠化など、地球環境が問題となり、この7月には洞爺湖サミットが開かれます。

こういった中で、住民の皆さんにエコ・環境問題に関心が高くなってきてていると思われます。

そんな中、みなかみ町内でも有志が「菜の花プロジェクト」を展開し、資源循環型社会構築の実践をしており、休耕田に菜の花を咲かせ、廃食油からできたバイオディーゼル燃料で旅館のマイクロバスを走らせております。

猿ヶ京温泉旅館組合と民宿組合の全会員が、廃食油を猿ヶ京ネットワークに収集してくれており、環境に優しい観光地を目指し奮闘中であります。

また、赤谷プロジェクトが、自然環境の大切さを教えております。

また、水上温泉おかみの会では、「水上おかみのエコプラン」を実施し、マイハブラシ・マイフェイスタオル持参のお客様に緑の募金参加商品の「ミネラルウォーター」を進呈しております。また各行政区でも地区の清掃活動など展開しており、これも立派なエコ活動の取り組みであります。

議会では、昨年の11月に滋賀県東近江市「あいとうエコプラザ菜の花館」のBDFプラントを視察いたしました。

地域内循環型モデルであり、地域自立を促す資源循環型の地域づくりを進める拠点施設であります。環境問題に対する大きな取り組みを目の当たりにしました。

このように大きな活動から小さな活動まで含めたエコ活動に対する、このみなかみ町の

総合的な考え方、構想等をお聞かせ下さい。

2問目は、みなかみ町の消防体制についてでございます。

昨年の6月定例議会で、一般質問させていただきました質問に対する、みなかみ町消防団の対応を問いたいと思います。

みなかみ町消防団は、新町誕生に併せて新体制が確立し、現在、消防団長以下10分団31部、総勢600数十名の団員数を誇る組織であります。

過日、5月18日、6月1日の消防団ポンプ操法競技会を見学させて頂きました。

一糸乱れぬ団員の勇姿、消防技術の高さ等、一町民といったまして、とても頼もしく感じられました。それぞれ生業を持ちながら、消防団員として住民の生命・身体・財産を守る崇高な業務であり、感謝に堪えません。

しかし、火災・災害は時と場所を選んでくれません。

新体制となりましたが、昼間の火災等に十分に機能出来ない場合があります。

みなかみ町消防団は、3地区の方面隊により構成されておりますが、各方面隊とも消防団員の町外勤務者が多く、日中の災害に出動できない団員がおります。

この様な事例の対処策といたしまして、「機能別消防団員」を組織したらどうかという、消防団OBの意見をよく聞きます。

「機能別消防団員」とは、OBなどが昼夜を限定した活動などで、消防団活動を助ける役割をする消防団員であります。

また、各地域に隣保班単位の防災会などを組織し、「自らの地域は自らで守る」自主防衛体制の必要性を訴えます。

一年前、この事を消防委員会や消防役員会に提案するという答弁を頂きましたので、その後の経過をお聞かせ下さい。

**議長（傳田創司君）** 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

**町長（鈴木和雄君）** 林一彦議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に、町としてのエコ活動の取り組みについてであります。

地球温暖化が論議される今日、昨年の6月定例議会で、自治体の主たる施策は環境保全にある、その中でBDFの取り組みは、温暖化の原因であるCO<sub>2</sub>の削減、環境に対する町民意識の向上、さらには環境に配慮した町づくりのイメージアップに大変意義があると申し上げました。

町では、平成19年度に「谷川連峰・水と森林防人宣言」の趣旨にしたがい、「水と森を育むエコタウンみなかみ」を策定いたしました。この印刷は今年度になりましたので、この議会で議員各位にご説明をする予定であります。こちらの冊子であります。

今会期中の全員協議会で説明させて頂きます。

この構想は、みなかみ町の資源である山岳や河川及び森林や農地等を活かした、「環境の町づくり」の指針を定めたものであります。特に広大な森林と、そこから流れ出る清流は、町民だけのものではなく、下流首都圏の皆さんの貴重な資源であり、上下流交流を通して、皆で守って行かなければならぬと思います。

ご承知のとおり、森林はCO<sub>2</sub>の吸収源となり、水は生活・農業・工業用水として欠くことのできない資源であります。この資源を活用して地域の活性化を図ることは、環境保全が必須条件であり、したがって、森林をCO<sub>2</sub>の吸収源として守るだけでは、「利根川源流の町みなかみ」のアピールにはなりません。

全国には、環境宣言をしている市町村が数多くあると思いますが、みなかみ町は、峻嶺谷川岳と清流利根川に代表されるように、環境宣言に相応しい名だたる町であると思います。是非とも、今年中に「環境宣言の町」として利根川源流の地から情報発信をしたいと考えております。

環境対策は、町民が生活の中でこまめに電気を消す省エネの積み重ねや、役場もそうですが、町内の事業所がISO14001の取得、群馬スタンダード認定制度の取得による省エネ対策があります。

また、化石燃料から新エネルギーへの転換、水力発電等のクリーンエネルギー対策、そして、行政と町民が一体となって取り組むマイカー規制による省エネのための公共交通機関の利用、資源ゴミを始めとするゴミの分別回収、生ゴミの堆肥化などの資源リサイクル、さらにはエコパックの推進を社会が一体となって取り組む対策あります。

こうした取り組みは、学校教育や生涯学習で共に学ぶ事も大切であります。

すでに管内の学校の一部では、牛乳パックの回収・アルミ缶の回収などに取り組んでおり、今後は全学校で取り組んで欲しいと願っています。

また生涯学習では、「菜の花エコプロジェクト」の皆さんを取り組みを参考にして、多くの町民が様々な取り組みにチャレンジされることを期待しております。

今日と比較すれば、昔の暮らしは不便でしたが、木材の薪炭利用や少しの距離は歩き、人力で物を運ぶ等、大変環境にやさしい生活がありました。薪炭利用は、現在ではカーボン・ニュートラルと言います。これは木が育ち、それを燃料に伐採し、森はまた新たな木が育つ、その循環によって、CO<sub>2</sub>が空気中に増えない、ニュートラルな環境を創るところにあります。

「菜の花エコプロジェクト」も、正にカーボン・ニュートラルであります。

菜の花の実から油を絞り、この油を天ぷら油で使い、使用後の廃油は精製して車を走らせ、排出されたCO<sub>2</sub>は再び菜の花に吸収されると言うように、資源が循環されることになります。

また併せて、耕作放棄地の解消や景観作物としても期待されるところであります。

今後はこうした取り組みも含め、森林やその周辺の豊かな生物の多様性を保全し、活用する事によって、多くの人々に自然保全への参加、環境教育の実践、自然と親しみながら健康づくりの旅行等ができる「エコツーリズム」の振興に取り組みたいと考えております。

幸い、谷川連峰から麓にかけての広大な森林、さらには歴史ある三国街道や清水街道等のフィールドがあり、そこには赤谷プロジェクトの保全活動と山岳観光の実績があります。

こうした取り組みに、国・県の支援を得て、JRを始め民間企業から支援の良報もあり、環境問題は町づくりの柱として取り組んでいきたいと考えております。

都会では体験できない事が地方で出来きる等、地方の良さ、地方の価値観が見直される時代になりました。この良さを再び見直しながら、イノベーションで子々孫々まで、安心して暮らせる町を創造するために、私は「森と水を育むエコタウンみなかみ」を標榜して、環境問題に取り組む決意であります。

今年中に本町は環境宣言を行い、「みなかみ町環境計画」の策定に着手したいと考えております。策定にあたっては、町民・議会・行政・学識経験者等が参加できる策定員会を設置して、学習会等を開催する中で計画策定に取り組んでいきたいと考えております。

議員各位のご指導とお力添えをお願い申し上げる次第であります。

次に、消防体制についてであります。

消防団員の高齢化による退団と、若い世代、新しい住民層からの入団者減少により、消防団員の確保が近年、全国的に困難になっております。

この傾向は本町においても例外ではありません。

消防行政の所管官庁である総務省消防庁は、平成17年にサラリーマンの増加で消防団活動に参加しにくい住民層にも、個々の事情により配慮した参加の機会を拡げるために、特定の活動のみに参加する「機能別消防団員制度」を設置しました。

この制度は様々な類型の消防団が想定できますが、現在の運用事例では、郵便局員が消防団員を兼務する「郵政消防団員」、在住または通学する大学生を対象とした「大学生消防団」、さらには災害が発生した際に、第一出動隊として災害現場に駆けつける「OB分団員」等があります。

いずれにしても、設置する前に対象・役割・身分・待遇・補償等に充分な検討が必要であります。

本町においても、消防団員の確保に不安があるのは否めませんが、まず行うべきは水利施設・機械器具等の整備充実や団員の技術向上等を優先して行うべきと考えます。

しかし、機能別消防団を検討する時期に来ているのも、またこれ事実であります。

町民からも設置を求める声がありますので、現在、担当課で調査・検討をしているところであります。この結果を受けまして、消防委員会等で類型や活用について議論を重ねて頂きたいと考えているところであります。以上2件について、答弁とさせて頂きます。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3番（林一彦君） 再質問させていただきます。

先程、エコ活動につきましては、「エコタウンみなかみ」ということで、環境宣言を行うということでございます。みなかみ町独自のエコタウンプランを作成していただいて、環境省と経済産業省の共同承認を受ければ、国から総合的・多面的な支援を受けられるということでございますので大きな期待をしているところであります。

今年4月1日に、エコツーリズム推進法が施行されました。エコツーリズムとは地域の環境や生活、文化を破壊せずに自然や文化にふれて、それを学ぶ旅行のことで、農村滞在または体験、自然探訪などのツアーがあります。

この推進法は、地域ぐるみで協議会を組織し、エコツーリズム推進全体構想を作成して、主務大臣に認定を申請します。

認定された構想には、国が広報に努めたり、各種許認可等を配慮するもので、地域振興・観光振興に寄与するものであります。

この推進法、またはエコツーリズムに対して、どういった対応をしていくのかをお聞きいたします。

また、消防体制につきましては、先程申し上げましたとおり、災害・火災は時と場所を選んでくれませんので、町民の生命・身体・財産を守るために早期の消防体制の充実をお願いして、消防体制に対する質問は終わりといたします。

エコツーリズムに対しての質問にお答え頂きたいと思います。

議長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 構想の作成の担当課という立場でお答えいたします。

林一彦議員、ご指摘のとおり、その部分については、今後の取り組みの中で、参考にさせて頂き、生活環境課、教育課、観光商工課等、関係各課との連携を取ったなか、先程、

町長の答弁にもありました、ふる里の資源を活かした地域振興構想等の整合性を考慮しつつ取り組んでいきたいと思っております。

なお、先程、これも触れられておりますけれども、管内小中学校のエコ活動の状況につきましても、すでに11校ある中で、牛乳パックのリサイクルについては、すでに4校、また今年度中に2校ということで、6校が実施することになっております。

またアルミ缶の回収につきましても3校、またペットボトルの分別なり、省エネに伴います一斉消灯に取り組んでいる学校もあるなど、そういったことの中で、これらを全校的に取り組んでいけるということも、環境教育の活動の一つということで考えております。

以上よろしくお願ひいたします。

**議長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。**

（観光商工課長 林 昭君登壇）

**観光商工課長（林 昭君）** 私の方からは、エコツーリズム推進法に基づく今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

議員、仰られましたように4月1日でエコツーリズム推進法が施行されたということあります。このエコツーリズム推進法は、先程議員にも言って頂いたのですけれども、自然環境の保全、地域における創意工夫を活かした観光の振興、環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において、基本理念等を定めて進めていくということで、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するのだということになっておりまして、まさに舞台として、みなかみ町は条件が整っているのではないかと考えております。

エコツーリズムの特徴は、来て頂いた方にきちんと専門的知識を有する方が案内をして、学んで頂いたりですか、貴重な自然に触れて頂くと、そのためには自然保護をきちんとやろうということになっております。そういったことで、観光の振興も図っていこうということでございます。

議員が言われましたように、そのための推進協議会を地域の中に作りなさいと、そこには様々な特定事業者という観光を業とする方、それから関係行政機関、地方自治体、関係する市町村が入って協議会を作るということになっております。

そこでただ案内をするだけではなく、地域の自然環境について科学的見地をもって検証しなさいというのがありますので、なかなかすぐ手を挙げて「はい！」というわけにはいかないということなのですけれども、幸いなことに、みなかみ町の中には、赤谷プロジェクトという形で、国有林と地域の方が一緒になって、国有林の中で今までいろいろ調査研究をしているということで、こういった調査研究を基にモニタリングがされているということで、これを活かすことによって、この推進協議会を立ち上げて、そして科学的検証もできるというなかで、エコツーリズムが認めてもらえるのではないかということあります。

こういったことを活かして、新治地区の猿ヶ京より北の国有林の中では、そういったことが出来る、それから三国峠等を活用して、推進協議会が立ち上げられるのではないかなど考えております。

また、谷川岳周辺にも、もの凄く貴重な資源等がございます。こういった所では、現在も山岳ガイド協会、山岳会、こういった方々が来た方をご案内をして、そういった観光を実践しているということを踏まえまして、地域推進協議会をこれから立ち上げていきながら、谷川岳周辺の自然環境を守りながら、エコツーリズムという観光も作っていきたいと

考えております。現状ではそういうことなのですけれども、こういうことを踏まえて、奥利根地域、谷川地域、三国地域、こういった所を中心にエコツーリズムを進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3番（林一彦君） 推進協議会を立ち上げてというお話の中で、このエコツーリズムにはエコツアーガイドですとか、エコツアープロデューサーが必要です。

その養成についてはどのようなお考えがあるのか、課長にお伺いいたします。

議長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林昭君登壇）

観光商工課長（林昭君） 確かに、知識を有する者から、案内または助言を受け自然観光資源にふれ合い理解を深めるということですから、そういったガイドさんですとか、インターパリターさんを養成していかなければなりません。

それには専門的知識を有するある程度の教育を受けなければいけないと、ただ、今谷川岳周辺でも山岳ガイドの会ですとか、山岳会の方々は前にも旧水上時代にもそういった講習を受けていることもあります。そういった協議会を作る中で、そういう方々をどう育成していくかというのは、皆で話し合いをして決めていきたいということでございます。

この認定を受けますと、そういった点でエコツーリズム推進につきましては群馬県の方も支援をして頂けるということもございますし、また谷川岳周辺のそういったことに対しましては、JRさんも支援をしていくこうというお話を受けております。しっかりととした組織を作つて、そういった形での育成を図っていきたいと思っております。

また、赤谷地区の方については自然保護協会の方々が現在入ってきて頂いて、赤谷プロジェクトということでかなりその辺は先行しているかと思います。

ただ地域の方々がそういうガイドになる、インターパリターになるというのは、まだこれからでございますので、これらも新治地区の観光に携わる方々とも良く話をする中で、組織を立ち上げ、研修等をどうなつて実施していくのか、行政が支援する必要があるのかどうなのかも含めて、皆さんと検討させて頂きたいと思っております。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3番（林一彦君） 再質問させていただきます。

J E C O（日本エコウォーク環境貢献推進機構）というのがあります、その中のエコウォークというのがあります。

これは、社団法人の日本ウォーキング協会とN P O法人日本エコツーリズム協会の共催で設立されたものなのですけれども、会長は衆議院議員の愛知和男氏が、日本エコツーリズム協会の会長で元環境庁長官なのですけれども、その委員の中に、中山弘子新宿区長ですか、観光カリスマとしてカルチャーセンターで講演して頂いており、みなかみ町と縁の深い、山田桂一郎氏などが委員となっております。

エコウォークは、幾つかの条件を満たすウォーキングコースに認定をされるとエコウォーカーが、この地を訪れて交流人口の増加、また、観光振興に役立つと、また環境に優しい施策に取り組むことで地域ブランドイメージが向上すると、また自然や文化などを保護するための寄付が受けられるようなシステムになっております。

みなかみ町で7月6日、日曜日に開催される「みずウォーク2008みなかみ大会」も、この日本ウォーキング協会主催のものであります、ゲストウォーカーとしてシンガーソ

ングライターの「みなみらんぼう」さんなどが参加されるイベントですけれども、このコース、または谷川岳のコース、三国峠コースなどは、本当にすぐエコウォーク認定ウォーキングコースになるのではと考えておりますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

**議長（傳田創司君）** 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

**観光商工課長（林 昭君）** エコウォークというお話ですけれども、現在、商工会が中心になって、地域の方々とロングトレイル構想を作っております。

一つは、谷川岳と周辺地域を作っておりますし、もう一つは奥利根の藤原地域に地域の方々が集まる中で、昔の古道も含めて復活しながら、歩ける藤原のコースを作っております。それから聞くところによりますと、3つの道の駅があるので、これを上手くつなげるようなコースも作りたいと、また、三国峠の方も考えて作りたいということでありますので、今後地域の方々と、その辺の所を良く詰めないといけないのかなと思います。

そういうコースを作る中で、今言いましたエコウォークですか、こういったものもやっていきたいと思います。

また、商工会の方のロングトレイル構想等を作るにあたりましては、「山と渓谷」社の編集者的小日向さんが参加しております。そういう方々と、山田さんとは非常に親しいということも聞いておりますので、そういうことも含めて、今後必要であるならば、検討させていただきたいと思っております。

**議長（傳田創司君）** 3番林一彦君。

**3番（林 一彦君）** 以上で一般質問を終わりにします。

---

**議長（傳田創司君）** これにて、3番林一彦君の質問を終わります。

---

**通告順序第7 8番 穂苅 清一 1. 一般住宅の火災警報器設置について  
2. 後期高齢者医療制度の廃止について  
3. 公衆トイレと指定管理制度について**

**議長（傳田創司君）** 次に、8番穂苅清一君の質問を許可いたします。

（8番 穂苅清一君登壇）

**8番（穂苅清一君）** 私の通告してある一般質問は、一般住宅の火災警報器設置について、後期高齢者医療制度について、公衆トイレと指定管理制度についての3点であります。

始めに一般住宅の火災警報器設置について、伺います。

すでに6月1日から始まっておりますので、ご存知かと思いますが、2006年の消防法改正により、町内の住宅のうち、この設置が義務づけられるようになっている地域の戸数と、その実情を把握しているかどうかということをまずお伺いしたいと思います。

②として、特に65歳以上の高齢者世帯については、余分な費用負担や、3~7千円とも言われておりますけれども、6千円前後の警報器を買っても、取り付けに困難もあり、また悪質な訪問販売に誘惑される危険性もあります。そういう事例もすでに発生しております。

十分な広報、指導を消防関係者と行うことが必要と思われますけれども、どういうふう

に思われておりますか。

③として、町民の負担軽減ということが必要になってくるのではないか、それを図る上で、この火災警報器の購入と設置作業に町として支援、または経費の補助をする、そういう考えはないかお尋ねしたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度の廃止について、伺います。

これについては、3月議会においても取り上げておりますけれども、その後の状況もありますので、あえて取り上げさせて頂きました。

①として、後期高齢者医療制度については、4月1日実施以降、この制度に対する町民の不満や怒りの声を町長はどう受け止めいらっしゃるか、まずお聞きします。

6月13日、今日ですけれども、年金の支給日でもあります。後期高齢者医療の保険料が年金から天引き、特別徴収されることになっております。

4月と5月の年金が支給される日に、つまり先取りをして、6月と7月の保険料を納めなくてはならない、引かれなくてはならないという、そういうことが今日発生しますので、当事者にしてみれば、怒りたくなるのは当然ではないでしょうか。

昨日、利根中央病院も加盟している民主医療機関連合会、民医連と呼びますけれども、その団体が、この制度に関する6月9日までに行ったアンケート結果を国会内部で記者会見して発表しております。記事に載りましたが、ご存知かと思います。

全国で約6千人の高齢者に直接面談をする病院の職員が、そして聞き取りしたなかで、アンケート集計をしたものです。

その結果は、驚く事なきれ、政府が発表している「7割程度の世帯で保険料が減少する」という政府発表の結果と著しく異なる結果が出ました。正反対でした。

それは、保険料が「安くなった」と答えた人は僅か6.6%、「高くなった」と答えた人は41.6%、「余り変わらない」という答えは18.6%、ここにも、この制度を作る上で事前の十分な準備や調査も与党はしていなかった、そういうことが明らかになってきております。

国会でも、このずさんな調査の実態というものが暴露されておりますけれども、7割の世帯が、保険料が安くなるという、そういう宣伝は、国民をいわば安心させるために行つた偽装的な調査でないかっていうことも言われております。

日本共産党は、この制度については兼ねてから、いわゆる国民健康保険、それから政府管掌の健康保険、健保と呼んでおりますけれども、この2つから、75歳以上を区切って切り離してしまう、そういう必要性、新しい医療制度としての後期高齢者医療制度に囲い込むのはどういう必要性があるのかっていうことを、兼ねて国会で追及してきております。

政府はこう説明しています。

75歳以上の人には、

まず、1. 複数の病気があり、治療が長期化する。

2. 認知症になる人が多い。

3. いずれ避けることが出来ない死を迎える。

非常に分かり易い理由です。つまり、どうせ死ぬのだから、金をかけるなと言っているとしか、私もそうにしか解釈できません。確かに、健康診断も人間ドックも、政府は市町村にやめさせようとまでしています。国の予算である社会保障費も毎年2,200億円を削減しつづけてきております。その中には高齢者の医療費が多額に含まれております。それが狙われているわけです。

②として、こういうことに今、全国の市町村議会や医師会等も、この制度に対して「異議あり」として反対を表明しているのは、ご存知の所であると思います。

町として、これに対する具体的な施策、考え方があるのかお聞きしたいと思います。

③として、ご承知のように、6月6日の参議院本会議で日本共産党を始めとする民主、社民、国民新党的野党4党が共同提出した後期高齢者医療制度の廃止法案というものが賛成多数で可決しております。

世界でも類のない差別医療と言われる「うば捨て山」制度はただちに廃止し、元の老人保健法に基づく、その制度に戻すべきと私も思っております。国の制度だから仕方がないという意見もあるうかと思いますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

3つ目ですが、**公衆トイレと指定管理制度について**であります。

①として、公共施設などの運営管理を指定管理者の指定の手続きを経て、委託した場合、その場所や施設内には、公衆トイレは併設されていると思います。

指定管理条例に基づく、各指定管理者が行うべき業務の詳細については、基本協定書やあるいは年間の協定書、仕様書などで、10ページにわたる文書がそれぞれ指定管理者には渡されていると思います。これを読んで、あまりにも厳格な内容、まあ大企業相手の協定書としか思えないような、そういう内容で、何人かの人たちからこれはビックリということでもって、感想も聞かされております。

そこでお聞きしたいのは、具体的なケースになりますけれども、大穴にあるトイレ、それ以外のトイレもありますが、そのトイレを含む施設のあまりにも老朽化していて、すぐすくにも本当に改修が必要であるという、そういう現状を認識、十分調査した上で指定管理者に引き渡しているのかどうか、そういう点です。

そして、50万円以下の修繕を要する場合とか、管理に必要な部品の購入については、指定管理者が負担するという協定もあります。町の負担を軽減させるためには、そういう指定管理制度を導入したわけですから、そういう縛りも必要かと思いますけれども、負担がかかり過ぎている点を見て見ぬふりをしているような様子で良いのかどうかってことも気になっております。

②として、ぐんまビジタートイレというものがあります。すでに認証を受けている場所もありますけれども、それを受ける努力を、総ての公衆トイレについてやるべきではないかと思いますけれども、考えを聞きたいわけです。

群馬県内では、すでに100ヶ所あると聞いております。観光地に来て汚れたトイレに入ったときには、お客様はどんな気持ちかってことは、本当に残念な気持ちになってしまいます。良い自然と施設がせっかくあるわけですから、そういうものも台無しになってしまうのではないかでしょうか。そういう点で率直な気持ちをお聞きしたいと思います。

最後に③として、私は2年前に、先程述べました大穴町営駐車場内の公衆トイレについても一般質問いたしました。この公衆トイレについては、経過もいろいろありますけれども、それは略しますけれども、その時の答弁においては、町長はいわゆる建替えについて前向きな返事をして下さっているわけですけれども、その新設計画はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思います。

以上が、私の第1回目の質問であります。よろしくご答弁のほどお願いします。

**町長（鈴木和雄君）** 先程のアンケート結果をもう一度、教えて頂けますか。

**8番（穂苅清一君）** 安くなったと答えた人は6.6%、高くなったと答えた人は41.6%です。個々面接ですから、政府の調査とはかなり違います。足を運んで調査しています。

民医連と言いまして、国会で一昨日、記者会見したのですね、昨日の記事に載っていますので、はい。

ここには利根中央病院がそれに加盟しております。中央病院がということではなくて、それぞれの病院が患者さんを年代で抽出し、面接して調査した結果であります。

政府の調査とは若干違います。よろしくお願ひします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 穂苅清一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、一般住宅の火災警報器設置について、であります。

平成18年の消防法の一部改正に伴いまして、新築住宅で同年6月1日以降に工事着工する住宅は、全て住宅用火災警報機の設置が義務づけられました。

また、既存住宅は、その設置義務化の期限が市町村等の条例に委ねられております。

利根沼田地区は、「利根沼田広域町村圏振興整備組合火災予防条例」によりまして、平成20年6月1日から義務化をされました。したがって、町内の一般住宅は、設置をしなくてはなりません。現在の設置済みの戸数は、把握をしておりません。

広報活動は現在、群馬県、広域圏及び町で行っていますが、今後もさらに周知徹底を図ってまいりたいと考えております。支援や経費の補助は、今のところ考えておりません。

県内では太田市や伊勢崎市で実施しているようありますけれども、県の消防保安課においては、まだ県内の実態を把握していないようあります。

なお、現在のところ、沼田市を始めとして、郡内1町3村は実施する予定にはないと思います。

次に、後期高齢者医療制度の廃止について、お答えいたします。

穂刈議員は、「後期高齢者医療制度」を姥捨て山の制度だから、直ちに廃止して、元の「老人保健制度」に戻すべきだと言いますが、そんな事が物理的に出来るのでしょうか。

反対する政党や国会議員は、廃止法案を提出して「国民は怒り心頭だ」と力説をしています。

しかし、この制度はスタートしたばかりであり、無謀に「老人保健制度」に戻せば、地方自治体と住民は混乱してしまい、廃止は不可能であると思います。

よくこの議論を耳にしますが、私は暴論であり、無責任な発言であると感じています。

長年、75歳以上の皆さんのが医療は、「老人保健制度」で行ってきましたが、この制度は医療費の5割に税金を投入し、残りは企業の健保組合や市町村の国民健康保険等の拠出金で賄ってきました。

しかし、健保組合等から「現役の保険料が青天井で老人医療費に回されかねない」と批判を招き、過去には民主党も含めて国会で、新しい高齢者医療制度の必要性を決議した経緯があります。

「後期高齢者医療制度」は制定から2年余の歳月が過ぎましたが、私は廃止を言うなら、この制度がスタートをする前に、特に参議院は、昨年の参議院選挙から民主党が中心で過半数を占めているわけですから、真に高齢者の医療問題を考えていると言うなら、なぜ通常国会の冒頭から取り組まなかったのか、甚だ疑問でなりません。

さて、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者、本町では3,896人おられます。

65歳以上で、広域連合から障害認定を受けた皆さん187人おられます、の医療を国民全体で支える制度であります。

この制度は、医療費の5割に税金を投入する点は旧制度と同じですが、74歳以下の現役世代が加入する健保組合や国民健康保険等から支援金として4割を上限に負担し、高齢者の医療費を支える仕組みであります。

加えて、残りの1割は高齢者にお願いすることにより、これに伴って、健保組合員の扶養家族が保険料を支払うことになり、問題が発生しました。

また今後は、高齢化が進めば医療費は増えて、この割合は徐々にアップし、保険料が上がる可能性がありますので、この制度をさらに検討・充実させて、国民的な合意を取り付けることが肝要であります。

なお、これまでの制度は市町村によって保険料の額が違いましたが、これからは群馬県内を一つに、群馬県後期高齢者医療広域連合が事業を進めますので、同じ所得であれば、原則として同じ保険料となります。

したがって、県内同一基準の負担とサービスが受けられることになり、県民の公平性が保たれることになります。

現在、保健・福祉・介護等の福祉サービスは、市町村の施策や財政力によって異なりますが、私は常々、群馬県民であるならば何処に住んでいても、「後期高齢者医療制度」のように同一のサービスが受けられることを願っていました。

来年の10月からは大沢知事の決断で、義務教育終了までの完全医療費の無料化が実施されると伺っておりますけれども、画期的な取り組みであると大変に喜んでいるところであります。

厚労省は、後期高齢者医療制度の導入により、「保険料は低所得者ほど負担が軽減され、高所得者ほど高くなる」との説明でしたが、過日、移行に伴う保険料増減の調査結果が発表されました。

新聞紙上で知る限りでありますけれども、後期高齢者医療制度の保険料の算定方式は、「均等割」と「所得割」であります。

国民健康保険の算定方式は、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の「4方式」が多く、群馬県内では38市町村中、37市町村がこの4方式を取っています。

県内の調査結果は、「後期高齢者医療制度」の導入で保険料が軽減される世帯の割合は、87%であると発表されました。

政府・与党は現在、さらなる負担軽減策を検討しており、本日その内定の与党としての結論を今朝ほど頂いておりますけれども、これが実現しますと88%の世帯が軽減されることになると伺っています。

民主党などの野党は、後期高齢者医療制度廃止法案を参議院で可決をし、衆議院に送付をしましたが、廃止した後の代案は何なのか、それを示さず、元の老人保健制度に戻すだけでは国民の立場に立って医療改革をしている熱意は感じられません。

毎日新聞の社説では、「行き詰まりつつある従来の老人保健制度に代わる高齢者医療制度

の創設を検討すると、与野党で決めていたはずだ。廃止して元の制度に戻すという案では国民は納得しない。高齢化によって増えていく医療費は、現役、高齢世代と公費でまかなくしかない。高齢者にも保険料を負担してもらわなければ、その分は現役世代が背負うことになる。公費をどこまで入れるのかも含め、医療費負担のあり方を議論することが必要である。」と述べています。

今の国会は「後期高齢者医療制度」の議論に見るよう、政局にらみの自我の張り合いと、政党間の駆け引きに終始していて残念でなりません。好むと好まざると拘わらず高齢化は進んでまいります。

高齢化によって増える医療費は、現役と高齢世代、そして公費で賄うしかないのです。

種々意見はあっても、この社会に対応した施策が求められていると思います。

保険料を高齢者に負担してもらわなければ、それは現役世代が背負う事になります。

したがって、公費をどこまで入れるかを含めて、医療費負担のあり方を真剣に議論すべきであると思います。

与野党が真剣に日本の将来と国民の幸せを考えているならば、そろそろ同じテーブルに着いて、「後期高齢者医療制度」を中心に、恒久的な福祉国家を創造する議論をすべきであります。

その中で、さらにサービスの内容や負担軽減策などを検討されて、より良い「後期高齢者医療制度」にし、制度内容を良くPRして、国民に理解を深め、少子高齢化社会の中で高齢者の医療制度として定着されることを願っております。

以上が私の考え方と答弁であります。

次に、**公衆トイレと指定管理について**であります。

現在、指定管理された施設の中に、トイレが含まれている事例は多くありますが、トイレだけを対象にした指定管理は行っていません。

公衆トイレは観光地にとって必ず必要とされるものであり、町内にも多くのトイレが設置されています。

しかしながら、合併後、新たに設置されたトイレは、水上地区のまちづくり交付金事業による2ヶ所のみであり、町内のトイレのうち老朽化が進んでいるトイレも多くあるのが現状であります。

このような状況の中で、裏見の滝にあるトイレの床が抜けて使えないため、床の張り替え、排水管の修繕等をただ今実施しているところであります。

また、たくみの里では「たくみの家」のトイレを利用して頂くことになっていますが、このトイレは汲み取り式であり、それも一器しかなく、体験学習の受け入れ等においても、不評と不便をきたす状況であり、先般、笠原区長さんから改修の要望が提出をされたところであります。

このため、財政の許す範囲において、緊急性や利用者数等を勘案し、順次改修をしなければならないと考えております。

一方「まちの駅」では、①として、トイレを貸し出せること、②として、休憩ができるここと、③として、地域の案内ができるここと、この3つの条件を満たした施設が、「まちの駅」

として認定されることになっており、各地のまちづくりの仲間が「まちの駅連絡協議会」を立ち上げ、訪れた人にトイレの利用をさせて、民間主体で町づくりに取り組んでいます。

渋川市では伊香保温泉の女将の会を中心として、「まちの駅」に参加しています。

こうした取り組みは地域の魅力向上に大きく貢献し、ひいては観光地の誘客力の向上につながるものと思われます。

「ぐんまビジタートイレの認定」についてでありますと、現在町では6ヶ所のトイレがビジタートイレの認証を受けております。

また、千客万来支援事業によるトイレ新築は、ぐんまビジタートイレ認証申請が補助要件となっており、今後、トイレを新築する場合は、ビジタートイレの認証も視野に入れて、検討したいと思います。

申請をする場合には、地域住民による清掃ボランティア活動が確立されていることもポイントとなっておりますので、町民参加による維持なども検討していきたいと思います。

こうした状況を踏まえ、大穴町営駐車場内のトイレの新設につきましては、限られた予算の中で他の施設の整備との比較検討をしていきながら、さらなる検討をしてみたい、このように思います。

**議長（傳田創司君）** 8番穂苅清一君。

**8番（穂苅清一君）** トイレについては、最後に出ましたけれども、ビジタートイレは町内に7ヶ所かなと思いますが、大穴についてはすでにもう2年経過していますので、早急な新設、現在の場所とは限りませんので、現在消防の詰所もありますけれども、そういう隣接するような形で作って頂ければ、観光客に対する不信もなくなるのではないかと思っております。

現在は、近くの商店がいくつかありますけれども、そういう所に飛び込んでトイレを借りるケースが頻繁に発生しております。そういうものも一日も早く解消していただきたいと思うわけです。

冒頭の火災警報器については、今も答弁がありましたけれども、そのとおりでございまして、まだ利根沼田については具体的な動きはありませんけれども、すでに他に地域においては無料での設置をやっているところもあります。そういう情報も皆入っているかと思いますけれども、そういう点で考えた場合に、義務づけられてはいても、まだ30%ぐらいしか進行していないということも県内では言われておりますし、早急な、そういった促進の措置を望みたいと思います。

私も懸念するわけですけれども、罰則がありませんから、この設置については。そういう点で、もし火災が発生したような場合について、火災保険会社等が設置の義務があるにもかかわらずやっていなかつたっていうことでもってのクレームも発生するのではないかってことも予想されます。

そういう点では、一日も早く、常日頃、言われるような町民の生命と財産を守るという視点から、特に高齢者に対する住環境の安全な整備というのは必要なことでありますのでぜひ進めて頂きたいと思います。

後期高齢者医療制度については、今かなり批判的なことは述べられましたので、前回の

答弁とは違う、かなり厳しいものを感じました。それが町長の本心かと思います。

実際には、国会での動きは省略しますけれども、廃止した場合の代替えと言いますか、そういうことについても、当然考えていかなくてはなりません。

廃止法案の中身については詳しくは触れませんけれども、3月を限度にということで、4月1日から元の今現在、まだ残っている老人保健法をやっぱし活かして、そのまま今年の3月以前の状態に戻すことは今なら可能だと、それで費用についても試算されております。戻した場合の混乱を防ぐための。そういう点で考えれば、全く戻せないっていうことは、無理な話ではないと私も思います。

承知のように、老人保健法や老人福祉法の中の規定には非常に老人に思いやりのある言葉でもって、目的やといった行政の役割を示しております。

ところが、この後期高齢者医療制度の大もとの法律を読んで見れば分かりますけれども、非常に金錢的なことしか重点に置かれないと、そういう制度です。つまり医療費を削減するためには、どういうことをしなくちゃならないかっていうようなことでの法律の構成になっております。この法律が2年前に出来るときにも、日本共産党は断固反対しておりました。

そして、他の野党も反対しておりました。ところが残念ながら、自民党、公明党は強行採決した経緯があります。十分な審議など、その時もなされていなかったのが現実です。そういう点で考えた場合に今になって、しかもいろんな問題点がありながらも、マスコミは取り上げない、行政も説明会も十分にしない、この町もそうでした。

ここ利根沼田地域で説明会が細かく開かれたのは、片品村だけです。

そういう点で今になって、つまり具体的には年金を引かれるようになった4月15日に初めて大きな怒りになって出てくる、それが現実です。やっと分かってきたっていう、これじやあどうしようもないっていう、そういう怒りが国民の中に、町民の中にも渦巻いております。

私は年金の相談の仕事もしております。そういう中で役所に行っていても、どうして私の年金から後期高齢者医療保険の保険料を引いてしまうのかっていう、人の財布に勝手に手を入れて出して、何も知らないうちに引かれてしまったのではないかという、そういう怒りを私は渋川社会保険事務所の窓口で相談を受ける中においても、問題、相談は後期高齢者医療制度の相談ではないのですけれども、そういう怒りがぶつけられてきているのが現実です。

この地域にいても、それはたくさんの人たちからそういう怒りの声が寄せられております。そういうものを考えれば、先程の安くなるから安心だっていうような70%っていう数字はこれは調査の仕方についてもかなり問題がある、これはマスコミでも取り上げられております。それは言えると思います。

それで県が先程出した町長の答弁の中で、何%ですか、ちょっとありましたけれども、70か、80ぐらいのですね、数字がありましたけれども、やはりこれは調査の仕方にも実際の問題があるのではないかっていうふうに言わざるを私は得ません。

まだ時間大丈夫ですか。

- 議 長（傳田創司君） 質問者ですね、先程時間を心配されているようでございましたけれども、残り時間はですね、8分30秒ございますので有効に活用して頂きたいと思います。
- 議 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。
- 8 番（穂苅清一君） それであればもっと具体的に触れたいと思います。
- 先程、ちょっと触れました老人保健法、私はここに手元に法令文が持ってきてありますけれども、地方公共団体の責務として、老人保健法ですよ、3月までありました。こういうことが書いてあります。
- 第4条、地方公共団体は、市町村ですね、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における健康の保持を図るため、保険事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施なければならぬと、そういうことでこの町も確かにやってきていたわけです。
- こういう非常に素晴らしい責務を法律の中でちゃんと謳っております。
- さらに老人福祉法の中においてもですね、第4条で老人福祉増進の責務ということで、国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有するって言うことなんです。
- 年取ったから、邪魔者扱いにされたんじゃ、これは困るわけなんで。で、2番としては、国及び地方公共団体は老人の福祉に關係のある施策を講ずるってことも改めて強調します。
- そしてさらに第5条、これは本当に身近な関係になりますけれども、老人の日のことが第5条で書いてあります。
- 国民のあいだに広く、老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために老人の日、及び老人週間を設けるということで9月15日がいわゆる旗日になっているわけですけれども、老人週間はその日から同月の21日までっていうことで、そういうふうに指定されております。
- そして地方公共団体は、老人週間において、老人の団体、その他のものによって、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないってことちゃんと謳っております。
- そういう精神で今までやってきてることについても、私はそれは理解できます。
- こういうことがありますね、今度の後期高齢者医療制度のなかでは全く消えてしまっているってことにやっぱし後期高齢者医療制度の欠陥というものが出てきているわけです。名前を総理大臣は変えました。
- 「長寿医療」という形で、私は長寿医療っていうふうなことで変えただけでは、中身は変わってないんですから、偽装ではないかと、私はむしろはっきりと差別医療っていうふうに呼んでいますけれども、75歳を境にして、差別してしまう、病院にもかかりにくくなる、かかる場合についても1箇所だけにしなさいよとか、そしていずれ死を迎えるのだからというかたちでもって、検診も疎かにする、人間ドックをしてやたらに病気が発見されたんじゃこりや困るっていうかたちでもって、人間ドックの補助もあるいは健康診断の義務づけさえも今、なくなってきております。
- そういう点を考えた場合に、私は非常に問題のある法律であると考えるわけです。
- 憲法の精神で、第25条、生活の生存権というものも謳っておりますし、いろんな面で考えた場合に憲法にも違反するような法律が、このうば捨て山の制度だっていうことを私は言わざるを得ないです。
- 因みに、うば捨て山っていう言葉は承知かと思いますけれども、最後には、うば捨て山

の伝説の中では、その国に住んでいた国王がお年寄りはやっぱり大事にしなくちゃいけないっていうことで方針を転換したのが、その民話の本隨にありますけれども、それは長野県に伝わっておるのはご存知かと思います。

そういう点を改めて考え直し、本当にお年寄りを敬う、軽蔑するんじゃなくって、敬意を表すっていうそういうことが今、必要なのではないか、戦後のこの混乱した中をみんな今 75 歳以上の人々は真剣になって、国土を守り、と同時に家庭の地域のために働き続けてきたわけです。そういう人たちを疎かにするような、今の後期高齢者医療制度に象徴されるようなやり方に対しては、私は法律にも反するし、いろんなこういう例から考えてもまずいと私は言わざるを得ません。以上で終わりにさせていただいて、最後に残っている時間、町長のもう一度、まあ先程大分述べていただけましたから、それがもう総てかとは思いますけれども、一言。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 穂苅議員の方からの後期高齢者医療制度について、いろいろと伺わせて頂きました。私も毎回毎回言うようで申し訳ないのですけれども、耳が悪いのですが、よくお話を聞こえなかつたり、内容が難しかつたりですね、今どのようなことをこれから言えばいいのかと思っておりますけれども。

私が言いたいのはですね、いつも議会で言っておりますように、反対は反対でいいのですよね、反対であつたら代案を出して下さいと、そこでお互いにこういう町民意思反映の場で議論をして、そしてより良いものを作り上げていきましょうということが私の考え方なのです。議会制民主主義というのは、私はそうだと思うのです。

だから今回のですね、廃止法案についても反対なら反対で良いですよ、過去のことは過去のこととして、それは横に置きますよ。で、反対であるとするならば、野党なら野党なりにこういう一つの国民の立場に立った保険制度をやっぱり提案しなければ、これ議論にならないのではないですか。

穂苅議員も今言われていましたけれども、老人保健制度に要するに戻せって話でしょう。老人保健制度がダメだから何とか改革をしましようっていうんで与野党で協議をして、一つの決議をした経過っていうのがありますよね。ただ出た結果が、それは強行採決だ、何だ、それはまたいろいろ意見があるかもしれない、だとするならば、そこにまた問題があるとするならば、参議院過半数を持っている今の民主党を中心とした一つの野党がなぜ通常国会の冒頭にちゃんとした代案を出さないのかなのですよ。冒頭にちゃんとこの問題を出してくれて、議論すればですね、私はみな良く理解すると思いますよ。今、実際問題、うば捨て山だの、何山だのとかと、こういうおもしろおかしく議論されている場があります、テレビも見ます。

しかし、この制度をよく見ればですね、要するにもちろんお年寄りを敬う、そんなことは当然のことですよ。そういう一つの基本性に立って、国民のみんなでお年寄りの医療を守ろうというのが一つの基本で、これは進んできたと私は思います。老人保健制度も今回の後期高齢者医療制度も制度は違うけれども、運用は同じだと思います。それはもちろん今は財政の問題がありますから、一部負担という問題は、保険料という問題は出たかもしれないけれども、やっぱり制度は違うかもしれないけれども、運用上は私は同じだと思いま

ます。

先程申し上げましたように、一つの社会保障制度を維持していくためには、やはり現役世代、お年寄り、次は税金ですよね、これしかないですよね。だから、こういうなかで真剣に議論をして、代案を出さなければ、ただ国民が混乱するだけでしょう、これは。私はそういうことは強く思ってます。それで先程も穂苅議員は、調査について信用なさらないという話ですけれども、では我々は何を信用すればいいのですか。私は先程は新聞なら新聞等のデータを基に、また今政府から来た資料を基にですね、答弁をしてきておりますけれども、では何の資料を参考にすれば良いのでしょうかね。

穂苅議員は、先程一つの質問の中で、この後期高齢者医療制度に対して、41.6%しかないというけれども、私は穂苅議員の論法だったら、これは一方的なもので何も意味がないっていうことになってしまふのですよ、私はそうには言いませんよ。

だから、その一つの調査なら調査をした一つの仕方等についてですね、いろいろと問題があれば、それはやっぱりちゃんと追求をして、調べてですね、その上に立って、この間新聞発表されたのが正しいのか、正しくないのか、そういうことを言うべきではないのでしょうかね。私はそう思いますけれども。

この後期高齢者医療制度につきましては、冒頭申し上げましたように、4月からスタートして、ここで替えてしまったら、もう本当にこれは、行政は混乱はしないと言いますけれども、これは混乱するのではないですか、これ。今はこれを広域連合でやっているのですよ、これ。それを要するに今度は国会議員は国会で法律を改正すれば、それで良いのかもしれないけれども、こんなことをすぐすぐ出来るわけないでしょう。それこそ国民が混乱しちゃうし、本当に国民の医療を、ましてや老人医療を思っていない方向に行かせてしまう危険性が私はあると思います。

いろいろとこの問題についても問題はあると思います。それはやはり負担の軽減措置等を現在政府与党でも検討し、それが今、結論が出つつあるようありますけれども、さらに改善すべきがあれば、それは改善して、そして国民が納得できるような制度にぜひもって行ってもらいたい、そういうためにも政府国会にあっては与野党が同じテーブルに着いて、早く議論をして欲しいなど、それが私の願いあります。

**議長（傳田創司君）** 8番穂苅清一君に与えられております40分の持ち時間はすでに経過をいたしました。発言者には心残りがあろうかと思いますけれども、これにて8番穂苅清一君の質問を終わります。

---

**議長（傳田創司君）** 以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

## 休会の件

**議長（傳田創司君）** 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。  
明6月14日から、6月19日までの6日間は議案調査のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、明 6 月 14 日から 19 日までの 6 日間は休会とすることに決定いたしました。

---

## 散 会

議 長（傳田創司君） 6 月 20 日は、午前 9 時より会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

( 11 時 49 分 散会 )